

御船町農業委員会会議録

令和3年12月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和3年12月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月10日(金) 16時00分～17時15分

2. 場 所 保健センター2階 研修室

3. 農業委員 (14名)

会 長 1 番 富田 早苗

会長職務代理者 2 番 荒木 義一

委 員 3 番 坂本 保男 委 員 9 番 徳永 廣敏

委 員 4 番 野田 孝光 委 員 10 番 渡邊 義高

委 員 5 番 藤岡 雅子 委 員 11 番 芥川 誠

委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 福島 則義

委 員 7 番 森田 優二 委 員 13 番 竹崎 幸雄

委 員 8 番 池田 賢治 委 員 14 番 吉田 敏郎

欠席者 11 番 芥川 誠

最適化推進委員 8名

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

5 議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について

6 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条について

8 議案第49号 農地中間管理事業に関する法律第19条について

9 報告第29号 合意解約について

10 報告第30号 非農地判断について

11 報告第31号 「耕作証明書」発行について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥

係 長 緒方 弘和

主 査 前川 俊司

主 事 本田 美里

事務局

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、始めたいと思います。審議に入ります前に、総会の成立宣言をいたします。本日は、11番 芥川委員から欠席の連絡を受けております。欠席者1名ということで、御船町農業委員会会議規則第6条により、過半数の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員8名全員のご出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、12月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしく申し上げます。

議長

こんにちは。県内の新型コロナは、落ち着いているようですが、年が明けて流行らなければいいのですが、どうなるか予測がつかせません。地震もあちこちで発生しているようで、心配な面もあります。それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名いたします。10番の渡邊委員、12番の福島委員よろしく願いいたします。

それでは、議案第45号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の1ページをお願いします。

議案第45号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和3年12月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

2ページをお願いします。

今月は2件の申請が上がっております。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ - △ 地目：畑 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：〇〇町大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇町大字〇〇△ 〇〇 〇〇

畑計1筆166㎡です。

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ - △ 地目：畑 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：〇〇町大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△ - △ - △

〇〇 〇〇

他14筆ありますが、割愛させていただきます。

3ページをお願いします。

畑の計15筆△㎡になります。以上です。

- 議 長 ありがとうございます。件数は少ないが、筆数が多いですね。それでは、申請番号①について担当の池田委員説明をお願いいたします。
- 8 番 11月29日に事務局と現地確認を行いました。説明資料の3・4ページをご覧ください。場所は、〇道〇〇線沿いになります。この道路の改良工事に伴う代替地ということです。上の段の農地も譲受人が耕作されていて、都合がいい土地が見つかったということです。参考ではありますが、角地には防火水槽が設けてあります。第2項の1号から7号に該当する要件は全て満たしており、何ら問題なく許可相当と判断いたしました。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。代替地ということで、申請が上がっています。ご質問・ご意見はございませんか。
- 全委員 ありません。
- 議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
- はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②について担当の徳永委員説明をお願いいたします。
- 9 番 はい、15筆と非常に多くの案件になります。ここは、〇〇集落では通称「ヤボクラ」と言われていますが、15年位前までは耕作されていました。申請地はぽつぽつと散らばっていますが、周辺の農地は既に申請者が取得されていて、今回でまとまった土地になります。写真は、大きな機械バックホーで整地してあるものもあります。譲受人は一人で農業をされていて、農機も全て揃っています。取得後の耕作面積は、2町4反以上になります。耕作の意欲もありますし、ジャガイモを作られるのではないかと思います。許可相当と見受けられます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。
- 2 番 農地に通じる道はあるのですか。
- 事務局 申し訳ございませんが、印刷の関係で薄い所が表示されていません。ご了承願います。
- 9 番 圃場への入り口も広く、大型車両も進入できるようです。
- 議 長 以前は、耕作放棄地の様相でしたが、写真の赤枠の外側は、既に申請者が取得済みということですか。
- 9 番 かなり大きな樹木もありましたが、大型の機械で伐根されたようです。

議 長 他にご意見・ご質問はございませんか。

3 番 転用目的での取得ではないかと思われませんが。

議 長 手続き上は問題がなく、法律上止める術はないということになります。「仕方がない」という言葉は使いたくありませんが、そういうことです。

2 番 8 ページ下の写真に白いものがあるのは、石でしょうか。

議 長 上の写真は、畑の体を成しているように見えます。

8 番 奥に行くほど、土の質は良いようです。

議 長 他にご意見・ご質問はございませんか。

2 番 5 反以上になると一度に開発できるのですか。

事務局 開発については、上限はありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

事務局 はい、全員賛成で許可といたします。続きまして議案第 46 号を提案します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 4 ページをお願いします。

議案第 46 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和 3 年 12 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

次のページをお願いします。今月は、2 件上がっております。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ - △・△ - △合併

地目：田 面積：△m²

申請者の住所・氏名：大字〇〇△ - △ 〇〇△号 〇〇 〇〇

転用目的：植林 理由：4 条県許可

2 筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △

申請者の住所・氏名：、転用目的、理由は同上です。

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ - △

地目：畑 面積：△m²

申請者の住所・氏名：〇〇町〇〇△ - △ 〇〇 〇〇

転用目的：貸家 理由：4 条県許可 以上になります。

議 長 ありがとうございます。それでは、申請番号①について担当の竹崎委員説明をお願いいたします。

13 番 農地転用申請者は〇〇さん。農地の区分は第 2 種農地。第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であります。2 筆の合計で 1,715 m²、転用目的は植林です。

申請地は、〇〇より約△km 離れ、〇〇学校より△km 離れた田園地帯に存する農地である。申請人は平成 21 年頃、申請者が高齢になり高低差がある農地であるため小作の成り手もおらず、田として管理できなくなったため、クヌギ約 750 本の植林を行った。今回は地目変更をするため、農業委員会に相談したところ、転用申請が必要なことが判明したため、農地法第 4 条申請に至ったということです。15 ページの地図をご覧ください。1 辺は川に向かい、他の 3 辺は山に囲まれた土地です。16 ページの図面のとおり、450 本と 300 本で 750 本程度のクヌギが植えてあります。次ページに写真があります。左の 2 枚の写真の左側を川が流れています。川の向かい側も杉山になっておりますので、周りに迷惑をかけるようなことはないと思います。始末書が添付されています。以上のようなことから許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 クヌギは、その後シイタケの原木されるのでしょうか。柱にする訳ではないので手入れ等は必要なのですか。下草は刈ってあるようですが。

12 番 枝打ちすることも必要なようです。写真を見れば、管理は行き届いているように見受けられます。

議 長 それでは、質問等ないようですので、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②について担当の森田委員説明をお願いいたします。

7 番 はい、はじめに場所の説明をします。お手元の説明資料の 22 ページの地図をご覧ください。12 月 1 日に事務局と現地を確認しました。場所は〇〇近くの〇〇線沿いに位置する小集団の農地になります。地目は畑 1 筆になりますが、現状は 24 ページの写真を見てもらいますと耕作状態になっております。所有者は〇〇町内にお住まいの方で、高齢により耕作が困難になることから、申請地に貸家を建築して老後の資金に充てたいため、また、近年、大型商業施設も建築され、貸家としての需要も見込まれることから、今回の申請に至りました。なお、農地区分は第 2 種農地になります。申請面積は畑 1 筆 299 m²になります。

す。転用目的は貸家になります。次に、21 ページをお開きください。土地利用計画の内容としては、申請地は、事業計画書、土地利用計画図に書いていますように貸家1棟、駐車場3台、家の裏に庭スペース等を整備し利用する計画です。また、一般基準の1から10において該当する箇所は、適当と判断します。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見はございませんか。

全委員

ありません。

議長

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成で許可といたします。続きまして議案第47号を提案します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の6ページをお願いいたします。
議案第47号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和3年12月10日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。

今月5条申請は、6件あります。読み上げさせていただきます。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△

地目：田 面積：△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇町〇〇△-△ 〇〇 〇〇

転用目的：貸駐車場 理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△ の一部

地目：畑 面積：△m²のうち△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇△丁目

△番△号 〇〇株式会社 代表取締役〇〇 〇〇

転用目的：倉庫 理由：5条賃借権設定（県許可）

2筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△

地目：田 面積：△m²

申請者の住所・氏名：、転用目的、理由は同上です。

3筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△

地目：田 面積： Δm^2

申請者の住所・氏名：、転用目的、理由は同上です。

4筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 $\Delta-\Delta$ の一部

地目：田 面積： Δm^2 のうち Δm^2

申請者の住所・氏名：、転用目的、理由は同上です。

畑1筆、田3筆 計2,951 m^2

申請番号③

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 $\Delta-\Delta$

地目：畑 面積： Δm^2

譲渡人の住所・氏名：〇〇町〇〇 Δ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇県〇〇市〇〇町 Δ

株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：建売住宅（4区画）

理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号④

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 Δ 地目：田 面積： Δm^2

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 Δ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇町 Δ 番地 Δ

株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：宅地分譲（11区画）

理由：5条所有権移転（県許可）

2筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 $\Delta-\Delta$

地目：田 面積： Δm^2

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 Δ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名、転用目的、理由は同上です。

3筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 $\Delta-\Delta$

地目：田 面積： Δm^2

譲渡人の住所・氏名、譲受人の住所・氏名、転用目的、理由は同上です。

4筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 Δ

地目：田 面積： Δm^2

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 Δ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名、転用目的、理由は同上です。

5 筆目

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ - △

地目：田 面積：△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名、転用目的、理由は同上です。

田 5 筆 計△m²

申請番号⑤

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △

地目：畑 面積：△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇町△ 〇〇 〇〇

転用目的：共同住宅 理由：5 条所有権移転（県許可）

申請番号⑥

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △ - △

地目：畑 面積：△m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇県〇〇市大字〇〇△ - △

〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△丁目△ - △

〇〇 〇〇

転用目的：貸資材置場、事業変更になります。

理由：5 条所有権移転（県許可）

以上です。ご審議、よろしくお願ひいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは申請番号①について、担当の坂本委員説明をお願いいたします。

3 番

29 ページの地図をご覧ください。先月審議された案件です。無断転用について警告したにもかかわらず、相変わらずそのままにされていたので、悪質であると指摘されました。再度今月申請されることになりました。先月も説明した通り、湿田だったので埋め立てて資材置場として利用されていました。自動車整備工場が近くにあり、そのオーナーの方がこの案件の土地を取得し、現在使用中の借地である車両置場の代替地として使用したいということです。いわくつきではありますが、許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。ただ今の説明のとおり、先月審議した案件です、ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、

- 全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②について4筆目は、面積が逆なのではないですか。
- 事務局 地籍調査の結果、実測した面積は△m²位ありました。議案書の面積は登記簿上のものであり、表記上は逆転しております。
- 議 長 その値の差は、開きすぎではありませんか。
- 事務局 この様な例はあまりありませんが、農業委員会の申請・許可に関しては、登記簿の面積を使用します。表現上整合はしませんが、申請の面積で判断することにご理解いただければと思います。
- 議 長 それでは、坂本委員説明をお願いします。
- 3 番 この件につきましては、11月24日大森推進委員と役場職員の4人で現地確認を行いました。〇〇地区では、貸駐車場とか倉庫とかの案件が多くなっております。今回の申請者は〇〇県に本社があり、九州一円で土木建築工事や機械のリース業をしている会社です。申請地は、地の利がいいということで選定されたようです。場所は、〇道△号線沿いにあり〇〇インターチェンジにも程近い所であります。第2種農地であり、耕作に不向きな土地ではありませんが、△年の賃借権設定に合意されたということです。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。この会社はリース屋さんですか。
- 3 番 土木工事業を営み、その機械のリース業もされているようです。〇〇県に出張所があるそうで、高速道路を使って車両や機械の運搬する時の拠点として利用したいと考えておられるようです。
- 議 長 ご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号③について担当の森田委員説明をお願いします。
- 7 番 はい、お手元の説明資料の47ページの地図をご覧ください。12月1日に事務局と現地を確認しました。場所は、〇〇近くに位置する小集団の農地になります。地目は畑1筆になりますが、現状は50ページの写真のように不耕作状態になっております。また、48ページの図面の上部が9月に審議いただいた土地になります。今回は、その残りの部分になっております。前回は申し上げましたが、生活環境の利便性がいいということで、今回の申請に至っているようです。なお、農地区分は第2

種農地になります。申請面積は畑1筆、572㎡になります。転用目的は、建売住宅4戸になります。次に、45ページをお開きください。土地利用計画の内容としては、申請地は、事業計画書、土地利用計画図に書いてありますように建売住宅4戸を整備し利用する計画です。また、一般基準の1から10において該当する箇所は、特に問題ありません。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、ご質問・ご意見はございませんか。

3番 この業者は、テレビCMでよく見かける会社ですか。

7番 チラシがポストによく入っていますが、その会社だと思います。

8番 ○○市にも同名の会社あるようですが。

議長 この面積で、4戸も建てられるものですね。他に、ご質問・ご意見はございませんようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号④について担当の池田委員説明をお願いします。

8番 はい。11月29日に現地の確認を事務局と行いました。説明資料の54ページの地図と56ページの写真をご覧ください。申請地は○○学校グラウンドの裏手になり、○○井手を挟んだ所の水田です。第3種農地で、面積は2,638㎡あり、11区画の宅地分譲になります。5人の方が所有されており、一括して購入されるということでもあります。一般基準の該当する項目は全て適当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。宅地分譲できるものですか。

事務局 ここは、都市計画の用途地域内ですので、可能になります。

議長 建築条件付きで、自身で建てるのですか。

事務局 ここは、条件はありませんので、宅地分譲ができます。

議長 ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

3番 住宅密集地で、田んぼの薬剤の散布には気を使われると思いますが、どのように断りをされているのでしょうか。

事務局 後から家を建てて来られるので、理解していただければいいのですが、苦情が出てくるのが実情です。耕作者の方が遠慮されて、農業がしにくくなるということになってきています。先ほども申し上げましたが、都市計画の用途地域内ということで、

農地ではありますが、開発を容認するような地域にはなりませんので、当然周辺の方たちも農業がやりにくいという考えを持っておられます。

議長
全委員
議長

他に、ご質問等はありませんか。
ありません。

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号⑤について、担当の徳永委員説明をお願いいたします。

9 番

はい、まずは今回の場所の説明をいたします。説明資料の 60 ページの地図をご覧ください。細長く朱で色分けされたところです。11 月 29 日に事務局、川地推進委員と現地を確認しました。場所は○道△号線から○○集落内に入りまして、平成 28 年震災で仮設住宅地として利用していた土地になります。現在綺麗に整地してあります。元は、農地と山林でした。62 ページの写真を見てもらいますといつでも住宅建設ができるような状態になっております。次に、58 ページをお開きください。今回、申請地の農地区分は第 1 種農地になります。申請面積は畑 1 筆、山林 1 筆あわせて 1,387 m²になります。所有者は当集落内にお住まいの方で、譲受人は○○市内で居住する自営業の方です。双方は、所有権移転による売買契約をする予定にしております。転用目的は共同住宅 2 棟の 12 戸になります。次に、59 ページをお開きください。土地利用計画の内容としては、申請地はインターチェンジから近く、大通りより 1 本入った閑静な場所であり、車でも 10 分圏内に大型商業施設等、便利な施設が揃っていることから、永らく安定した賃貸経営ができる立地として見込まれます。そのようなことから本申請地に共同住宅 2 階建 2 棟 12 戸、駐車場、駐輪場、ごみ置き場等を整備し利用する計画です。なお、申請地は、農地区分は第 1 種農地であり、原則不許可になりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」つまり、集落接続して設置するものに該当しますので、不許可の例外に該当しますので許可は可能です。また、一般基準の 1 から 10 において該当する箇所は、適当と判断します。以上のようなことから総合的に見て許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。アパートの申請ということで

すね。それでは、ご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号⑥について、担当の坂本委員説明をお願いいたします。

3 番 場所は、66 ページの地図をご覧ください。〇〇集落のため池の近くになります。譲受人が②にあった中古住宅を購入リフォームし住んでいたが、熊本地震で被災し解体することになり、現在〇〇市内に住んでおられます。事情により、新たに家を建てる事は困難とのことであります。その土地にはプレハブ住宅が建ち、親族が住まわれています。その親族が①に家を建て住まう予定でしたが、〇〇業を営んでいるため資材置場として使用したいので、元の地主に断り、転用目的を変更したいとのことで、今回の申請に至りました。64 ページをご覧ください。一般基準の該当する事項は適当とし、許可相当と判断します。皆様の審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 66 ページの地図には2か所を示してありますが、申請地は①の1か所ですよね。

3 番 ②は、地震で潰れた家があった所で、①が今回の申請地です。

8 番 ①は以前、〇〇を置いてあった所ですよね。

3 番 そうです。①は個人住宅として申請していたが、資材置場として使用したいので転用目的の変更になります。詳細については、事務局から説明をお願いします。

事務局 1か月前に、資材置場としての申請が事業変更としてありました。このことについて、県に問い合わせたところ、個人で転用目的としての資材置場は、あり得ないということでした。親族が66ページの②にプレハブを建てて居住され、〇〇業を生業とされています。①を譲受人が無償でその親族に貸し付け、資材置場として使用することにはどうかと提案されました。今回事業変更ということで、審議していただくことになりました。①には、個人住宅を建てる予定で申請があったのが平成26年でした。譲受人が事情により、住宅を建設する見込みがなくなったので、転用目的の変更に至りました。

議 長 皆さんご理解いただけましたでしょうか。

12 番 元々、①に家を建てる予定だったということですね。②があるから混乱してしまいます。建てられなくなったから、資材置場として貸し付けるということですね。

3 番 ①と②の所有者が同一でもあり、参考になればと表記したもの

でした。

議 長

それでは、皆さん納得されているようですので、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成で許可といたします。続きまして、議案第 48 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の 9 ページをお願いします。

議案第 48 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 3 年 12 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。
10 ページと 11 ページに、新規分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。今月は 26 件申請が上がっております。合計値のみ読み上げます。11 ページです。田の 68,441 m²、畑の 10,471 m²、計 78,912 m²です。続いて、12 ページから 14 ページに渡って再設定分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。31 件申請が上がっております。こちらも合計値のみ読み上げます。14 ページです。田の 119,192 m²、畑の 1,097 m²、計 120,289 m²です。

続いて 15 ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和 3 年 12 月 10 日提出 上益城郡御船町

16 ページに、令和 3 年第 12 回農用地利用集積計画総括表を掲載しております。左側が今月分、右側が本年累計になっております。合計値のみ読み上げます。今月分が、田の 187,633 m² 内再設定が 119,192 m²、畑の 11,568 m² 内再設定が 1,097 m²、計の 199,201 m² 内再設定が 120,289 m²です。続いて、本年累計です。田の 500,230 m² 内再設定が 220,917 m²、畑の 137,830 m² 内再設定 40,870 m²、計の 638,060 m² 内再設定が 261,787 m²、所有権移転が 9,308 m²です。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。それでは、承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。続きまして議案第 49 提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の 17 ページをお開き下さい。

議案第 49 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 3 年 12 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。

18 ページに農用地利用配分計画（案）による賃借権状況一覧表を掲載しております。こちらは、中間管理機構を通した貸し借りになります。合計値のみ読み上げます。田の 16,856 m²、計 16,856 m²です。以上です。

議長 はい。それでは、事務局の説明に対してご質問ございませんでしょうか。

3 番 農地の貸し借りについて、中間管理機構を通すことのメリットは、どのようなものがあるのでしょうか。自分で勉強するものなのでしょうか、事務局から詳しく説明いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

事務局 国は、中間管理機構を通しての貸し借りを推進しております。私達もそれを勧める立場になりますが、メリット、デメリットあります。この件につきましては、次回総会終了後に時間を設け説明をしたいと思えます。よろしいでしょうか。

3 番 よろしく願いいたします。

議長 他に、ご質問等ございませんか。ないようでしたら、賛同していただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。続きまして、報告事項ですが、第 29 号から第 31 号まで事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 19 ページをお願いします。

報告第 29 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和 3 年 12 月 10 日提出 御船町農業委員会。

今月は 9 件の合意解約書が提出されております。20 ページから 24 ページに詳細を掲載しておりますのでご確認をお願いします。

続きまして、議案書の 25 ページをお願いします。

報告第 30 号

農地法の運用について第 4 (3) の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和 3 年 12 月 10 日提出 御船町農業委員会。

26 ページをお願いします。11 月に現地調査を実施しました。非農地通知書を発出した事案です。27 ページは、調査の結果非農地として否認した事案です。11 月は上野地区で 4 筆、滝川地区で 2 筆の非農地と判断しております。

最後に、議案書の 28 ページをお願いします。

報告第 31 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

令和 3 年 12 月 10 日提出 御船町農業委員会

別紙としておりますけれども、説明資料の 97・98 ページに、発行した耕作証明書を 2 件分添付しております。それぞれ、ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。それではこれで、本日の議案審議は終了いたします。皆さん、長時間にわたりお疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを証明するためにここに署名する。

10 番

㊞

12 番

㊞